

# 大船渡駅周辺地区

第4号

## まちづくりニュース

### ■土地区画整理審議会委員が決まりました

大船渡駅周辺地区土地区画整理審議会の選挙にあたり、11月8日(金)から12日(火)まで立候補受付を行ったところ、宅地を所有される方から6名、借地権を有する方から1名の立候補がありました。

本地区における審議会委員の定数は宅地所有者が7名、借地権者が1名であり、立候補者が選挙すべき委員の数を超えなかったことから、無投票で当選人を決定し、11月26日(火)に公告しました。

今後、審議会は、市長が選任する学識経験委員の2名と合わせて、合計9名の委員により運営していきます。なお、委員の任期は、平成25年11月26日(火)から5年間(平成30年11月25日まで)です。

### ●審議会委員について

審議会委員の方々は、次のとおりです。(敬称略)

(1) 宅地の所有者

株式会社	やぎまたしょうてん 八木又商店
株式会社	サクラダ
株式会社	マイヤ
いわぬま	としひで 岩沼 利英
にいぬま	さとる 新沼 哲
かんの	ゆうぞう 菅野 佑三

(2) 宅地について借地権を有する者

いしくら	こういち 石倉 功一
------	---------------

第1回審議会は12月9日(月)に開催する予定です。  
本地区のご審議をよろしく  
お願いします。

(3) 学識経験者

こんの	まさはる 今野 正春
こざわ	ゆういち 古澤 雄一



ご意見、ご質問等がありましたら下記までお問い合わせください。

大船渡市災害復興局土地利用課

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

TEL0192-27-3111(代表) 内線351

## ■地区計画について

市では、津波に対して安全なまちづくりを目指し、土地区画整理事業などによる地盤の嵩上げを進めています。この嵩上げた土地の高さを維持し、安全性を保つため、地区計画により、土地の掘削などに一定のルールを定めることとしています。

### ●地区計画とは…

都市計画法に基づくもので、住民の合意によりそれぞれの地区の特性にふさわしい「まちづくり」を行うための計画です。このまちづくりの方針や目標をはじめ、目標を達成するための具体的なルールを地区整備計画に定めます。

### ●まちづくりのルール〔地区整備計画案〕

地盤面の高さは、土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業の造成工事竣工時の高さから下げることができません。  
ただし、整地、造園、出入り口または車庫の設置のための変更はこの限りではありません。

### ●地区計画が決定すると…

区域内で建築行為等を行う場合、着手する30日前までに市へ届け出る必要があります。

### ●地区計画によるまちづくりの展開

今回の地区計画は、津波からの安全性を確保するため、盛土造成した地盤高を下げることを禁止するものです。今後、安全で魅力あふれる中心市街地を創るため、景観や土地利用の誘導に向けた建築物の形態や色彩の制限などを行う地区計画を検討していきます。

## ■換地設計について

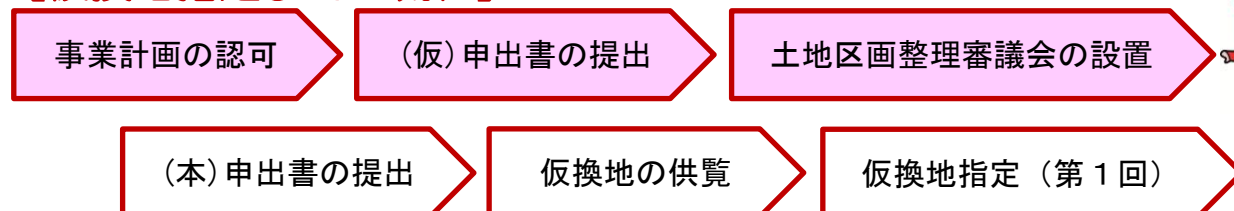
8月から9月にかけて、本地区地権者530名のうち528名の方々と個別面談や電話連絡等を通じて、換地意向等について確認させていただきました。（ご協力ありがとうございました。）

現在、この換地意向等をもとに、換地設計の作業を進めているところです。

住宅再建申出用地への申出（JRより海側から山側への換地希望）及び津波復興拠点整備事業区域への申出（売却希望）を希望される方が多かったため、限られた面積に対して、地権者の皆さまのご意向を全て反映することは難しい状況となっています。そのため本申出に当たり調整が必要な方につきましては、個別に連絡させていただきます。

今後は土地区画整理審議会の審議を経た上で、本申出の手続きを実施する予定です。  
なお、本申出手続きの詳細につきましては、別途ご案内します。

### 【仮換地指定までの流れ】



### ●今後のスケジュール

年 月 日	取り組み
平成 25 年 11 月 29 日～ 12 月 13 日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分 ※土、日曜日を除く	地区計画原案の縦覧 【場所】 市土地利用課 ※意見書の提出期限： 12 月 13 日まで
平成 26 年 1 月下旬	地区計画案に係る 住民説明会
2 月下旬	地区計画案に係る縦覧 (意見書の提出期限 縦覧最終日)
3 月下旬	大船渡市 都市計画審議会
4 月中旬	都市計画決定告示・縦覧

